

■フロン類算定漏えい量の算定・報告に用いる冷媒種類別 GWP 一覧

表一 冷媒種類		GWP (t-CO ₂)
1	R-11 (トリクロロフルオロメタン)	4750
2	R-12 (ジクロロフロオロメタン)	10900
3	R-113 (トリクロロトリフルオロエタン)	6130
4	R-114 (ジクロロテトラフルオロエタン)	10000
5	R-115 (クロロペンタフルオロエタン)	7370
6	R-22 (クロロジフルオロメタン)	1810
7	R-123 (ジクロロトリフルオロエタン)	77
8	R-124 (クロロテトラフルオロエタン)	609
9	R-142b (1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン)	2310
10	R-23 (トリフルオロメタン)	14800
11	R-32 (ジフルオロメタン)	675
12	R-125 (1,1,1,2,2-ペンタフルオロエタン)	3500
13	R-134a (1,1,1,2-テトラフルオロエタン)	1430
14	R-143a (1,1,1-トリフルオロエタン)	4470
15	R-152a (1,1-ジフルオロエタン)	124
16	R-227ea (1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン)	3220
17	R-236fa (1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン)	9810
18	R-245fa (1,1,1,3,3,3-ペンタフルオロプロパン)	1030

表二 冷媒種類 (混合冷媒)		GWP (t-CO ₂)
1	R-409A	1580
2	R-409B	1560
3	R-404A	3920
4	R-407A	2110
5	R-407B	2800
6	R-407C	1770
7	R-407D	1630
8	R-407E	1550
9	R-407F	1820
10	R-410A	2090
11	R-410B	2230
12	R-421A	2630
13	R-421B	3190
14	R-423A	2280
15	R-425A	1510
16	R-427A	2140
17	R-442A	1890
18	R-507A	3990
19	R-512A	189
20	R-501	4080
21	R-502	4660
22	R-500	8080
23	R-401A	1180
24	R-401B	1290
25	R-401C	933
26	R-408A	3150
27	R-415A	1510
28	R-415B	546
29	R-420A	1540

※その他のフロン類：混合冷媒中の表一の中欄に掲げる物質ごとに、国際標準化機構の規格八一七に基づく当該物質の混和の割合に係る表一の右欄に掲げる係数を乗じて得られる値を算定し、当該物質ごとに算定した値を合計して得た値（一未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た値）

(表面)

様式第1 (第4条関係)

フロン類算定漏えい量等の報告書

年 月 日

事業所管大臣 殿

報告者 住 所 〒

(ふりがな)
氏 名

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号。以下「法」という。)第19条第1項及び第2項の規定により、フロン類算定漏えい量等に関する事項について、次のとおり報告します。

特 定 漏 え い 者 コ ー ド									
(ふりがな) 特 定 漏 え い 者 の 名 称 (前回の報告における名称)									
所 在 地 (ふりがな)	〒	—	都 道 府 県	市 区 町 村					
商 標 又 は 商 号 等									
主 たる 事 業					事 業 コ ー ド				
主 たる 事 業 を 所 管 す る 大 臣									
フ ロ ン 類 算 定 漏 え い 量	第1表、第2表及び別紙のとおり								
その他の関連情報の提供の有無(該当するものに○をすること)					1. 有	2. 無			
担 当 者 (問い合わせ先)	部 署								
	(ふりがな) 氏 名								
	電 話 番 号								
	メ ー ル ア ド レ ス								
※受理年月日	年	月	日	※処理年月日	年	月	日		

- 備考
- 1 本報告書は、特定漏えい者ごとに作成すること。
 - 2 代表者の氏名を記載し、押印することに代えて、その代表者が署名することができる。
 - 3 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。
 - 4 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 - 5 特定漏えい者が連鎖化事業者該当する場合にあつては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。
 - 6 主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従つて事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定漏えい者にあつては、そのうちの主たる事業を記載するとともに、それ以外の事業について裏面に記載すること。
 - 7 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第23条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
 - 8 ※の欄には、記載しないこと。
 - 9 報告書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(裏面)

1	事業の名称		事業コード				
	当該事業を所管する大臣						
2	事業の名称		事業コード				
	当該事業を所管する大臣						
3	事業の名称		事業コード				
	当該事業を所管する大臣						

備考 二以上の業種に属する事業を行う特定漏えい者にあつては、番号1から3までの欄に、主たる事業以外の事業の名称を日本標準産業分類の細分類に従って記載すること。また、番号3までの欄で記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

【特定漏えい者単位の報告】

漏えい年度： _____ 年度

第1表 特定漏えい者のフロン類算定漏えい量

フロン類 の種類	①		②		③		④		⑤		合計
	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)									
特定 漏えい者 全体											
都道府県	算定 漏えい量 (t-CO ₂)	実 漏えい量 (kg)	算定 漏えい量 (t-CO ₂)								
1.											
2.											
3.											
4											

- 備考 1 漏えい年度の欄には、フロン類算定漏えい量の対象となる年度を記載すること。
 2 ①～⑤の欄には、フロン類算定漏えい量等の内訳となるフロン類の種類を記載すること。⑤欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。
 3 番号1～4の欄には、都道府県名を記載すること。番号4の欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

第2表 特定漏えい者が設置する特定事業所の一覧

特定事業所番号	特定事業所の名称	特定事業所の所在地	特定事業所において行われる事業			
			事業コード			
1		〒				
2		〒				
3		〒				
4		〒				
5		〒				
6		〒				
7		〒				
8		〒				
9		〒				
10		〒				

- 備考
- 1 本表には、特定漏えい者が設置している全ての特定事業所について必要事項を記載すること。特定事業所番号10までの欄で記載できない場合は、欄の追加を行うこと。
 - 2 特定事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
 - 3 本表に記載した特定事業所については、当該特定事業所ごとのフロン類算定漏えい量等を、別紙を添付することにより報告すること。

(別紙) 【特定事業所単位の報告】

		特定事業所番号			
(ふりがな) 特定事業所の名称 (前回の報告における名称)					
所在地 (ふりがな)		都道府県		市区町村	
特定事業所において行われる事業					
特定漏えい者コード					※
都道府県コード		事業コード			
フロン類算定漏えい量		別紙第1表のとおり			
その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)				1. 有 2. 無	
担当者 (問い合わせ先)	部署				
	(ふりがな) 氏名				
	電話番号				
	メールアドレス				

- 備考
- 1 本別紙は、第2表に記載する特定事業所ごとに作成すること。
 - 2 特定事業所番号の欄には、第2表の特定事業所番号を本別紙の各ページに記載すること。
 - 3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 - 4 特定事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
 - 5 特定漏えい者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定漏えい者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
 - 6 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第23条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
 - 7 ※の欄には、記載しないこと。

別紙第1表 特定事業所に係るフロン類算定漏えい量

フロン類 の種類	①	②	③	④	⑤	合計
算定漏えい量 (t - C O ₂)						
実漏えい量 (k g)						

備考 ①～⑤の欄には、フロン類算定漏えい量等の内訳となるフロン類の種類を記載すること。⑤の欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

様式第2 (第6条関係)

フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報

提供年度： _____ 年度

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第23条第1項の規定により、フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。

- この情報は、特定漏えい者全体に係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。(特定漏えい者として1枚のみ提出可)
- この情報は、当特定事業所のみに係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。(特定事業所として1枚のみ提出可)

(該当するいずれかの番号を記載すること) →

特定漏えい者コード											※
都道府県コード			事業コード								
事業所番号											

1. フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報		
.....		
2. フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報		
.....		
3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報		
.....		
4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報		
.....		
5. その他の情報		
.....		
担当者 (問い合わせ先)	部 署 (ふりがな) 氏 名	電 話 番 号
※受理年月日	年 月 日	※処理年月日
	年 月 日	年 月 日

- 備考
- 本様式の提出は任意であること。必要に応じ、特定漏えい者又は特定事業所ごとに1枚作成し、様式第1の報告書に添えて、提出すること。
 - 提供された特定漏えい者又は特定事業所に係る情報については公表されるものであること。ただし、製品の販売のための広告等法の規定の趣旨に反して記載された情報であると認められるものについては、この限りでない。
 - すべての欄に記載する必要はないこと。
 - 記載した情報の詳細について環境報告書、ホームページ等を通じて参照できる場合には、その参照先を記載する等により、各欄への記載は、簡潔にまとめて行うよう努めること。

- 5 特定漏えい者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定漏えい者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
- 6 フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報の欄には、フロン類算定漏えい量の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。
- 7 フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報の欄には、フロン類算定漏えい量について、管理第一種特定製品の種類ごとの内訳及び製品の台数並びに年間漏えい率及びその算定方法等を記載することができる。
- 8 フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報の欄には、特定漏えい者又は特定事業所における管理第一種特定製品の管理の適正化に係る取組、フロン類代替物質を使用した製品又は使用フロン類の環境影響度が低い製品の導入の状況等について記載することができる。その際、フロン類算定漏えい量の削減効果と併せて記載することができる。
- 9 フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報の欄には、特定漏えい者又は特定事業所における管理第一種特定製品の管理の適正化に係る計画、フロン類代替物質を使用した製品又は使用フロン類の環境影響度が低い製品の導入に関する計画等について記載することができる。その際、フロン類算定漏えい量の削減効果の見込みと併せて記載することができる。
- 10 担当者の欄は、フロン類算定漏えい量を報告した書類において記載した担当者と同一である場合には、記載する必要はないこと。
- 11 ※の欄には、記載しないこと。
- 12 本様式の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第3（第7条関係）

※受理日	年 月 日
※整理番号	

磁気ディスク提出票

年 月 日

事業所管大臣
(環境大臣)
(経済産業大臣)

殿

提出者 ^(ふり)住 ^(がな)所 〒

^(ふり)氏 ^(がな)名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

担当者 部 署

(問い合わせ先) ^(ふり)氏 ^(がな)名

電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告（第21条第1項（第23条第5項において準用する場合を含む。）の請求）（第23条第1項の規定による提供）に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている磁気ディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1. 磁気ディスクに記録された事項
2. 磁気ディスクと併せて提出される書類

- 備考
- 1 ※の欄には、記載しないこと。
 - 2 宛先の欄には、法第19条第1項の規定による報告又は法第23条第1項の規定による提供にあつては事業所管大臣、法第21条第1項（法第23条第5項において準用する場合を含む。）の請求にあつては環境大臣、経済産業大臣又は事業所管大臣を記載する。
 - 3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
 - 4 磁気ディスクに記録された事項の欄には、磁気ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の磁気ディスクを提出するときは、磁気ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
 - 5 磁気ディスクと併せて提出される書類の欄には、当該報告の際に本票に添付されている磁気ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載する。
 - 6 該当事項がない欄は、記載しないこと。
 - 7 提出票の大きさは、日本工業規格A4とすること。

■チェックシート

(1) 様式第1 記入チェックシート

【フロン類算定漏えい量等の報告書】

	記載事項	確認事項	確認
1	年月日	窓口に提出する場合は提出日、送付の場合は発送日を記入しましたか？	
2	提出先	事業者において行っている事業（複数ある場合は、すべての事業）を所管する大臣を報告書の提出先としましたか？	
3	報告者 住所、氏名、印	報告日時点の「事業者」の住所、代表者名（法人の場合は、事業者名及び代表者の氏名）、ふりがなを記入し、代表者印を押印しましたか？なお、報告者とは報告書の記入者ではなく、算定漏えい量の報告義務を有する「事業者」を示します。 ・「事業者」の主たる事務所（本社等）の住所、郵便番号、ふりがな ・事業者名（登記上の名称）、代表者の役職名、氏名、ふりがな ・代表者印、又は代表者の署名	
		代理人に委任する場合は、「事業者」の住所、代表者氏名に続き、「代理人」として代理人の役職、氏名を記入し、代理人印を押印しましたか？代理人が自署の場合は、代理人の押印は不要です。なお、代理人への委任状の添付は不要です。	
4	特定漏えい者コード	事業者ごとの特定漏えい者コードを記入しましたか？ 特定漏えい者コードは環境省のホームページ「フロン排出抑制法」ポータルサイトで確認可能です。	
5	特定漏えい者の名称	「特定漏えい者」は、算定漏えい量を報告する事業者（企業、会社、団体等）です。 事業者の登記上の名称、ふりがなを記入しましたか？	
		前回は報告した名称と異なっている場合、下段の「前回の報告における名称」に前回報告した際の事業者の名称を記入しましたか？	
6	所在地	事業者の主たる事務所（本社等）の住所、郵便番号及びふりがなを記入しましたか？	
7	商標又は商号等	特定連鎖化事業者の場合は、当該連鎖化事業に係る商標、商号等を記入しましたか？	
8	主たる事業、 事業コード	事業者で行われている主たる事業について、日本標準産業分類の細分類（現行の分類表（平成25年10月改）は総務省のホームページで確認できます）の事業名を記入しましたか？ また、事業コード欄に細分類の番号を4桁で記入しましたか？ ・複数の事業を行っている場合、生産額、販売額等の適切な指標により主たる事業を判断します。なお、この方法が適切でない場合には、従業員数又は設備の規模等で判断することも可能です。	
9	主たる事業を所管する大臣	事業者において行っている主たる事業を所管する大臣を記入しましたか？	
10	その他の関連情報の提供の有無	漏えい量の増減の状況などの情報の提供に関して、「1.有」「2.無」のいずれかに○印を付けましたか？ ・フロン類算定漏えい量の増減の状況や増減の状況の評価など、報告した情報が開示された際の理解に資する情報を提供する場合は「1.有」です。 ・提供しない場合は「2.無」です。	
		「1.有」に○印を付けた場合は、様式第2（フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報その他の情報）を添付しましたか？	
12	担当者（問い合わせ先）	行政側から問い合わせを行う際の、担当者の部署、氏名、ふりがな、電話番号及びメールアドレスを記入しましたか？	

【特定漏えい者単位の報告】

記載事項		確認事項		確認
第1表	1	漏えい年度	フロン類算定漏えい量の対象となる年度を記入しましたか？	
	2	フロン類の種類	事業者において報告するフロン類の種類として、冷媒番号（冷媒番号は、ISO817（国際標準化機構）で定められた、冷媒の種類を表す R で始まる番号です。）を記入しましたか？なお、報告するフロンが6種類以上ある場合は、表を追加して記入します。 ・配布資料「フロン類算定漏えい量の算定・報告に用いる冷媒種類別 GWP 一覧」に冷媒番号が記載されていない混合冷媒を使用している場合は「その他のフロン類」と記入します。なお、その他のフロン類の漏えい量は冷媒種ごとに混合割合に応じた実排出量に冷媒種ごとの GWP を乗じることにより算定漏えい量を算定します。	
	3	算定漏えい量 (t-CO2)	フロン類の種類（冷媒番号）ごとに、実漏えい量 (kg) に GWP（配布資料「フロン類算定漏えい量の算定・報告に用いる冷媒種類別 GWP 一覧」を参照）を乗じて算出した算定漏えい量をトン (t-CO2) 単位で記入しましたか？小数点以下は切り捨てしましたか？（小数点以下を切り捨てた結果、0 となる場合は 0 と記入して報告してください。以下、同じ。） ・混合冷媒に報告対象外の冷媒種が含まれる場合は、報告対象の冷媒種の混合割合を実漏えい量 (kg) に乗じて算出し、これに報告対象の冷媒種の GWP を乗じて算定漏えい量とします。	
	4	実漏えい量 (kg)	フロン類の種類（冷媒番号）ごとに、充填した量から回収した量を控除した量をキログラム (kg) 単位で記入しましたか？小数点以下は切り捨てしましたか？ ・実漏えい量は充填回収業者の発行する「充填証明書」及び「回収証明書」に記載されている冷媒種ごとの量です。 ・回収がなく充填のみを行った場合も漏えい量の対象となります。この場合、様式第2に実漏えい量発生状況として情報を記入し提供することができます。	
	5	合計	報告する算定漏えい量の合計をトン (t-CO2) 単位の量で記入しましたか？小数点以下は切り捨てしましたか？ ・都道府県別、特定漏えい者全体ともそれぞれ合計値を記入します。	
	6	特定漏えい者全体	特定漏えい者全体の欄には、フロンの種類（冷媒番号）ごとに事業者全体におけるフロン類の算定漏えい量 (t-CO2) 及び実漏えい量 (kg) を記入しましたか？小数点以下を切り捨てしましたか？ ・事業者全体の算定漏えい量が 1,000 (t-CO2) 未満の場合は報告の必要はありません。	

記載事項		確認事項		確認
	7	都道府県	都道府県の欄には、事業を行っている都道府県名を記入するとともに、当該都道府県ごとに、フロン類の種類（冷媒番号）ごとの算定漏えい量及び実漏えい量を記入しましたか？小数点以下を切り捨てましたか？ <ul style="list-style-type: none"> リースや貸出などにより他社の事業所に設置された第一種特定製品による漏えい量は、当該事業所が所在する都道府県における漏えい量として報告します。 移動体（車両など）における漏えい量は、当該移動体を管理している事業所が所在する都道府県における漏えい量として報告します。 	
第2表	1	特定事業所番号	特定事業所番号を記入しましたか？	
	2	特定事業所の名称	特定事業所の名称を記入しましたか？ <ul style="list-style-type: none"> 特定事業所とは算定漏えい量が1,000 (t-CO₂) 以上の事業所です。算定漏えい量が1,000 (t-CO₂) 未満の事業所は特定事業所に該当しないため、記入の必要はありません。 リースや貸出などにより他社の事業所に設置された第一種特定製品による算定漏えい量が1,000 (t-CO₂) 以上であっても、他社の事業所は自らの特定事業所には該当しません。 特定事業所を有していない場合も第2表を提出する必要があります。 	
	3	特定事業所の所在地	当該特定事業所の所在地の郵便番号及び住所（都道府県名から番地まで）を記入しましたか？	
	4	特定事業所において行われる事業	当該特定事業所において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記入しましたか？ なお、2以上の業種に属する事業を行う事業所は、そのうちの主たる事業について記入しましたか？	

(別紙) 【特定事業所単位の報告】

記載事項		確認事項		確認
別紙	1	特定事業所番号	第2表に記入した特定事業所の一覧表における事業所番号を別紙の各ページに記入しましたか？ <ul style="list-style-type: none"> (別紙) 【特定事業所単位の報告】は特定事業所ごとに作成します。 	
	2	特定事業所の名称	報告の対象（算定漏えい量が1,000 t-CO ₂ 以上である事業所）となる特定事業所の名称を記入しましたか？	
			前回は報告した名称と異なっている場合、下段の「前回の報告における名称」に前回報告した際の事業所の名称を記入しましたか？	
	3	所在地	報告の対象となる特定事業所の住所、郵便番号及びふりがなを記入しましたか？	
4	特定事業所において行われる事業	報告の対象となる特定事業所で行われている主たる事業について、日本標準産業分類の細分類の事業名を1つのみ記入しましたか？ ここでは、算定漏えい量の報告を行う前年の4月1日（年度途中で事業を開始した場合は事業を開始した日）時点の情報を記入します。		

記載事項		確認事項	確認	
	5	特定漏えい者コード	事業者ごとの特定漏えい者コードを記入しましたか？ 様式第1に記載した特定漏えい者コードと同じ番号となっていますか？	
	6	都道府県コード	報告の対象となる特定事業所が所在する都道府県のコード番号を数字2桁で記入しましたか？	
	7	事業コード	報告の対象となる特定事業所において行っている主たる事業について、該当する日本標準産業分類における細分類の番号を4桁で記入しましたか？	
	9	その他の関連情報の提供の有無	報告の対象となる特定事業所について、漏えい量の増減の状況などの情報の提供に関して、「1.有」「2.無」のいずれかに○印を付けましたか？ ・フロン類算定漏えい量の増減の状況や増減の状況の評価など、報告した情報が開示された際の理解に資する情報を提供する場合は「1.有」です。 ・提供しない場合は「2.無」です。 「1.有」に○印を付けた場合は、様式第2（フロン類温室効果ガス算定漏えい排出量の増減の状況に関する情報その他の情報）を添付しましたか？	
	10	担当者（問い合わせ先）	行政側から問い合わせを行う際の、担当者の部署、氏名、ふりがな、電話番号を記入しましたか？	
別紙 第1表	1	フロン類の種類	当該特定事業所におけるフロン類の種類として、冷媒番号を記入しましたか？なお、報告するフロン類が6種類以上ある場合、表を追加して記入します。 ・配布資料「フロン類算定漏えい量の算定・報告に用いる冷媒種類別 GWP 一覧」に冷媒番号が記載されていない混合冷媒を使用している場合は「その他のフロン類」と記入します。	
	2	算定フロン量 (t-CO2)	フロン類の種類（冷媒番号）ごとに、実漏えい量 (kg) に GWP（フロン類の種類ごとの係数）を乗じて算出した算定漏えい量をトン (t-CO2) 単位で記入しましたか？小数点以下を切り捨てましたか？ ・混合冷媒に報告対象外の冷媒種が含まれる場合は、報告対象の冷媒種の混合割合を実漏えい量 (kg) に乗じて算出し、これに報告対象の冷媒種の GWP を乗じて算定漏えい量とします。	
	3	実漏えい量 (kg)	フロン類の種類（冷媒番号）ごとに、当該特定事業所において充填した量から回収した量を控除した量をキログラム (kg) 単位で記入しましたか？小数点以下を切り捨てましたか？ ・実漏えい量は充填回収業者の発行する「充填証明書」及び「回収証明書」に記載されている冷媒種ごとの量です。	
	4	合計	当該特定事業所における算定漏えい量の合計量をトン (tCO2) 単位の量で記入しましたか？小数点以下を切り捨てましたか？	

(2) 様式第2 記入チェックシート

記載事項		確認事項	確認
1	提供年度	情報の提供を行う年度を記入しましたか？	
2	提供情報の範囲	様式第2に記載する情報について、次のとおり記入しましたか？ ・事業者（企業、会社、団体）全体に関する場合は、「1」です。 ・特定の事業所のみに関する場合は、「2」です。	
3	特定漏えい者コード	「特定排出者」とは、事業者（企業、会社、団体等）です。 様式1『特定漏えい者コード』の欄と同じ、事業者ごとの特定漏えい者コードを記入しましたか？	
4	都道府県コード	②『提供情報の範囲』が「1」の場合、事業者の主たる事務所（本社等）の所在する都道府県のコード番号を記入しましたか？	
		②『提供情報の範囲』が「2」の場合、算定の対象となる特定事業所が所在する都道府県のコード番号（同）を記入しましたか？ 様式第1別紙『都道府県コード』と同じ2桁の数字ですか？	
5	事業コード	②『提供情報の範囲』が「1」の場合、事業者の主たる事業のコード番号を記入しましたか？	
		②『提供情報の範囲』が「2」の場合、算定の対象となる特定事業所の主たる事業のコード番号（同）を記入しましたか？ 様式第1別紙『事業コード』と同じ数字4桁の数字ですか？	
6	事業所番号	②『提供情報の範囲』で「2」を選択した場合は、様式第1と同様に、算定の対象となる特定事業所について様式第1の第2表に記入した特定事業所番号を記入しましたか？	
7	<ol style="list-style-type: none"> 1. フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報 2. フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報 3. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報 4. フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報 5. その他の情報 	<ol style="list-style-type: none"> 1. ～5.のいずれかについて情報を記載しましたか？ ・様式第2は、算定漏えい量の数値のみで判断できない漏えい状況等に関して自由に情報提供することが可能です。例えば過年度との算定漏えい量の比較や、報告年度に生じた整備業者の過失による漏えいの状況、事業者が設定した原単位での過年度との比較、冷媒の保有量に対する算定漏えい量の割合などが考えられます。 ・様式第2には、自社の広告など、フロン類算定漏えい量の報告に無関係の情報を記述することは禁止されています。 	
8	担当者（問い合わせ先）	行政側から問い合わせを行う際の、担当者の部署、氏名（ふりがな）、電話番号を記入しましたか？	

(4) 様式第3 記入チェックシート

記載事項		確認事項	確認										
1	年月日	窓口へ提出する場合は提出日、送付の場合には発送日を記入しましたか？											
2	あて先	事業者において行っている事業(複数ある場合は、すべての事業)を所管する大臣を、記入しましたか？											
3	提出者 住所、氏名、印	提出日時点の「事業者」の住所、代表者氏名を記入し、代表者印を押印しましたか？ ・「事業者」の主たる事務所（本社等）の住所、郵便番号 ・事業者名（登記上の名称）、代表者の役職名、氏名 ・代表者印、または代表者の署名											
4	担当者 部署、氏名、電話番号	行政側から問い合わせを行う際の、担当者の部署、氏名、電話番号を記入しましたか？											
5	本文	報告のために磁気ディスクに記録する内容に応じ、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律における規定に関する記述を次のように記入（又は不要箇所を取消線により削除）しましたか？ <table border="1" data-bbox="475 840 1300 1055"> <thead> <tr> <th>記録する内容</th> <th>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律における規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>様式第1</td> <td>第19条 第1項</td> </tr> <tr> <td>様式第2</td> <td>第23条 第1項</td> </tr> <tr> <td>開示請求（様式第1）</td> <td>第21条 第1項</td> </tr> <tr> <td>開示請求（様式第2）</td> <td>第23条 第5項</td> </tr> </tbody> </table>	記録する内容	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律における規定	様式第1	第19条 第1項	様式第2	第23条 第1項	開示請求（様式第1）	第21条 第1項	開示請求（様式第2）	第23条 第5項	
記録する内容	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律における規定												
様式第1	第19条 第1項												
様式第2	第23条 第1項												
開示請求（様式第1）	第21条 第1項												
開示請求（様式第2）	第23条 第5項												
6	磁気ディスクに記録された事項	磁気ディスクに記録されている事項（様式第1、様式第2など）をすべて記入しましたか？											
7	磁気ディスクと併せて提出される書類	磁気ディスクに記録されている事項以外の書類を提出する場合、その事項を記入しましたか？											

■ 報告書等の提出先

報告等に関する書類の提出先である事業所管大臣については、報告等に係る特定漏えい者が行う事業の内容によって判断します。

複数の事業を行っている場合には、すべての事業所管大臣に提出してください。なお、複数の大臣が共管する事業を行っている場合も、すべての事業所管大臣に提出してください。

各事業所管大臣が所管する事業は、概ね下表に示すとおりです。なお、表中で※印があるものは経済産業大臣と共管になります。また、下記一覧によっても事業所管大臣が不明のときは、直接各省庁にお尋ねください。

表 事業別所管大臣の一覧(1/3)

事業所管大臣	所管する事業
内閣総理大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車運転教習所 ●警備保障 ●風俗営業（事業内容により経済産業大臣、厚生労働大臣または農林水産大臣と共管） ●質屋 ●中古品の売買
	<ul style="list-style-type: none"> ●特定目的会社（SPC） ●銀行、信託、証券、保険、貸金その他の金融業 →労働金庫、労働金庫連合会は厚生労働大臣と共管 ●投資コンサルタント※ →投資顧問業は内閣総理大臣（金融庁）専管 ●クレジットカード（キャッシング・サービスを含むものに限る。）※ →キャッシング・サービスを含まない場合は経済産業大臣専管
総務大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●信書便事業（主として信書便物として差し出された物の引受、取集・区分及び配達を行う事業） ●放送業 ●電気通信に関する事業（電信電話回線を利用する事業を含む。） ●通信工事（国土交通大臣と共管） ●宝くじの販売
財務大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●酒類、たばこ又は塩の製造、売買または輸出入※ ●通関業※
文部科学大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●出版業※ →印刷物の企画、製作は出版に該当しない。 ●著作権に関する事業 ●出版物の製造、製作 ●学校、英会話教室、料理教室等（教材販売を行うものは経済産業大臣と共管） →文化センター、カルチャーセンター等広く個人を対象とする教育を行うのは文部科学大臣所管、企業内教育の研究、開発、企画、実施、企業内セミナー、社員研修講座の企画、実施は文部科学大臣は不要 ●宗教団体、宗教団体事務所 ●学術・文化団体 ●スポーツ振興投票券（スポーツくじ）の販売 ●廃棄物処理業（事業内容により経済産業大臣、環境大臣と共管）
厚生労働大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●次に掲げるものの製造、売買、リース※、輸出入※ <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品（動、植物用を除く。） ・医薬品の原材料、薬草（栽培等は農林水産大臣と共管） ・医薬部外品 ・食品添加物（農林水産大臣と共管） ・化粧品（研究開発に限る。）※ ・食肉加工製品（農林水産大臣と共管） ・栄養食品（農林水産大臣と共管） ・健康食品（農林水産大臣と共管） ・医療・衛生用ゴム製品（製造についても※） ・医療用機器（動物用を除く。製造、売買、リースとも※） ・眼鏡、コンタクトレンズ ・健康維持用品※ ●飲食店（農林水産大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣とも共管） ●旅館、ホテル（国際観光旅館、ホテル（国際観光ホテルに基づく登録を受けているもの）を除く。） ●洗濯 ●理容 ●美容 ●公衆、特殊浴場 ●映画館※ ●劇場 ●興行場 ●臨床検査 ●社会保険、社会福祉事業（更正保護事業を含まない。） ●上水道業 ●情報・調査その他保健、医療、衛生に関する事業 ●労働金庫、労働金庫連合会（内閣総理大臣（金融庁）と共管） ●民営職業紹介事業 ●労働者派遣事業 →船員については国土交通大臣専管

表 事業別所管大臣の一覧(2/3)

事業 所管 大臣	所 管 す る 事 業
農林 水産 大臣	<p>●農林水産（畜産を含む。） ●農林水産物（畜産物を含む。）の売買、輸出入※</p> <p>●次に掲げるものの製造（機器、加工真珠、木材チップまたは、たる・おけ材は※）、売買（機器、加工真珠または木材チップは※）、または輸出入※、リース※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料品、飲料（酒類は含まない。）（飲食店は厚生労働大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣とも共管） ・食用アミノ酸 ・動植物油脂 ・農薬（環境大臣と共管） ・農機具※ ・麻のねん糸 ・木製品（木材チップ、たる・おけ材を含み、塗装した単板・合板を含まない。） →塗装した単板・合板は経済産業大臣専管 ・真珠（養殖・加工剤を含む。） ・装身具（真珠を含む場合に限る。）※ →装身具（真珠を含まない場合）は経済産業大臣専管 ・栄養食品（厚生労働大臣と共管） ・なめし前の皮※ →なめし皮は経済産業大臣専管 ・精洗前の羽毛※ →精洗後の羽毛は経済産業大臣専管。羽毛の製造は「農林水産業」には含まれないが、農林水産大臣所管となる。 ・食品添加物（厚生労働大臣と共管） ●農林園芸用施設の資材の製造販売 ●木材薬品処理業※ ●造園業 ●給食販売取次ぎ（厚生労働大臣は不要） ●動物血清・血液の輸出入、精製、加工（厚生労働大臣、経済産業大臣と共管） ●競馬場
経済 産業 大臣	<p>●輸出入、売買、リースその他貨物の流通、生産、エネルギーの生産、流通、役務、工業所有権等に関する事業で、他の大臣の専管または他の大臣間の共管の事業以外の事業</p> <p>このうち経済産業大臣と他の大臣との共管となる事業については、基本的に他の大臣の所管事業の項に掲げてありますので、そちらを参照してください。</p> <p>経済産業大臣の専管となる事業は、例えば以下の事業です（以下に掲げるものが経済産業大臣の専管となる事業のすべてではありません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機（製造、卸売、輸出入） ・武器（製造、売買、輸出入） ・フィルム（製造、売買、輸出入） ・新聞業 ・クレジットカード業 →キャッシング・サービスが含まれる場合は内閣総理大臣（金融庁）と共管 ・娯楽場、遊戯場 →風俗営業は内閣総理大臣と共管、飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣とも共管、競技場の運営は厚生労働大臣不要 ・運動場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニスクラブ、アスレチック・クラブ、プール、ボーリング場または競輪場 →飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣と共管 ・健康開発事業 →健康開発に必要な施設の経営は厚生労働大臣不要 ・スポーツ・プロモーション ・経営コンサルタント業 ・競輪・オートレース場 ・自動車（製造、卸売、輸出入） ・塗装した単板、合板（製造、売買、輸出入） ・貴金属（アクセサリー）の加工 ・印刷業 ・総合リース業 ・興信所 ・コンピュータ要員の研修（経済産業大臣専管） ・広告、宣伝 ・集金代行 <p>－原油、石油の販売、輸出入業は石油業に該当しますが、販売、輸出入の取次ぎ、仲介は石油業に含まれません。</p> <p>－原油、石油の貯蔵、同貯蔵施設の貸与は経済産業大臣専管</p> <p>－油脂は石油に含まれません。</p> <p>－加工は製造に含まれます。</p>

表 事業別所管大臣の一覧(3/3)

事業所管大臣	所管する事業
国土交通大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●運送（自己の貨物の運搬のみ（白ナンバー）であっても、定款に運搬を掲げていれば国土交通大臣所管） ●梱包※ ●港湾運送関連事業 ●廃油処理（船舶廃油、海上廃油のみ。スラッジ廃油の処理（加工）、それから得られるものの販売には重油も含まれる。） ●サルベージ ●船舶の製造及び修繕（ヨット、ボート等を含む。）、船用機器の製造（船舶専用でないものは※）、売買※、輸出入※またはリース※ ●鉄道車両、同部品、レールその他の陸運機器（コンテナを含み、自動車または原動機付自転車を除く。）の製造、売買※またはリース※ ●自動車の小売※、リース※ ●自動車ターミナル →自動車用部品の製造、売買等は経済産業大臣専管。海上航路標識の製造、売買等は経済産業大臣専管、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険の代理業は内閣総理大臣（金融庁）専管 ●航空機の整備 ●旅行業 ●国際観光旅館、ホテル（国際観光ホテル整備法に基づく登録を受けているもの） ●倉庫業 ●自動車の競走場 ●遊園地 ●気象観測・予報等 ●自動車道事業 ●建設業 ●測量業 ●下水道業 ●建築士 ●不動産業 →J-REIT（日本版不動産投資信託）は内閣総理大臣（金融庁）所管
環境大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物処理業（事業内容により経済産業大臣、文部科学大臣と共管） ●温泉供給業 ●ペット・ペット用品小売業※ →ペット小売業は環境大臣・経済産業大臣の共管、ペット用品小売業は経済産業大臣の専管

(注1) 学術・開発研究機関については、事業所管大臣は、主たる研究対象に最も近い事業を所管する大臣となります。

(注2) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的主体については、事業所管大臣は、原則として報告等を行う事業所又は特定漏えい者における主たる事業の内容によって判断します。ただし、教育委員会及び都道府県警察本部については、下表の右欄に掲げる大臣を主たる事業を所管する大臣とします。

1	教育委員会（事務局、学校等の算定漏えい量）	文部科学大臣
2	都道府県警察本部	内閣総理大臣（警察庁）
また、事業内容の判断が困難である場合には、以下のとおりとなります。		
1	国の機関（官庁のオフィス等の算定漏えい量）	当該機関の属する府省の長たる大臣
2	独立行政法人等	当該独立行政法人等を所管する大臣
3	地方公共団体（県庁等のオフィスの算定漏えい量） ※地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規定される公の施設のうち、指定管理者を定めている施設に関する算定漏えい量の算定・報告を行う主体は、当該施設を設置する地方公共団体となります。	環境大臣・経済産業大臣
4	地方公営企業（*） （地方財政法施行令（昭和27年政令第403号）第37条に規定する公営企業のうち次の事業 水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、簡易水道事業、病院事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業（臨海土地造成事業を除く）、公共下水道事業）	当該地方公営企業に係る事業を所管する大臣

*：地方公営企業において、既に省エネルギー法により特定事業者、特定輸送事業者、特定荷主に指定されている場合は、同法の指定による事業者単位で報告できます。

■ フロン類算定漏えい量報告・公表制度に基づく報告書の提出窓口一覧

省庁名	担当局部課	所在地	連絡先	
内閣官房	内閣総務官室	〒100-8968 千代田区永田町 1-6-1	TEL : 03-5253-2111 (内線 85130) FAX : 03-3581-7238	
内閣府	大臣官房 企画調整課	〒100-8914 千代田区永田町 1-6-1	TEL : 03-5253-2111 (内線 38110) FAX : 03-3581-4839	
宮内庁	長官官房 秘書課	〒100-8111 千代田区千代田 1-1	TEL : 03-3213-1111 (内線 3495) FAX : 03-3211-1260	
警察庁	長官官房 総務課	〒100-8974 千代田区霞が関 2-1-2	TEL : 03-3581-0141 (内線 2147) FAX : 03-3581-0559	
金融庁	総務企画局 政策課(照会先) ※提出先は金融庁各監督担当課まで	〒100-8967 千代田区霞が関 3-2-1	TEL : 03-3506-6000 (内線 3161) FAX : 03-3506-6267	
総務省	大臣官房 企画課	〒100-8926 千代田区霞が関 2-1-2	TEL : 03-5253-5111 (内線 5158) FAX : 03-5253-5160	
法務省	大臣官房 秘書課	〒100-8977 千代田区霞が関 1-1-1	TEL : 03-3580-4111 (内線 2086) FAX : 03-5511-7200	
外務省	大臣官房会計課	〒100-8919 千代田区霞が関 2-2-1	TEL : 03-5501-8000 (内線 2250) FAX : 03-5501-8103	
財務省	理財局総務課たばこ塩事業室	〒100-8940 千代田区霞が関 3-1-1	TEL : 03-3581-4111 FAX : 03-5251-2239	
国税庁	酒税課	〒100-8978 千代田区霞が関 3-1-1	TEL : 03-3581-4161 (内線 3306)	
文部科学省	大臣官房 文教施設企画部参事官 (技術担当) 付	〒100-8959 千代田区霞が関 3-2-2	TEL:03-6734-4111(内線 2326・3696) FAX : 03-6734-3695	
厚生労働省	政策統括官付労働政策担当参事官室政策第二係	〒100-8916 千代田区霞が関 1-2-2	TEL : 03-5253-1111 (内線 7723) FAX : 03-3502-5395	
農林水産省	大臣官房 政策課環境政策室	〒100-8950 千代田区霞が関 1-2-1	TEL : 03-3502-8111 (内線 3292) FAX : 03-3591-6640	
経済産業省	製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室	〒100-8901 千代田区霞が関 1-3-1	TEL : 03-3501-1511 (内線 3711) FAX : 03-3501-6604	
国土交通省	土地建設産業局不動産業課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	不動産業(貸事務所業、不動産管理業)	TEL : 03-5253-8111 (内線 : (25126・25129)) FAX : 03-5253-1553
国土交通省	土地建設産業局建設業課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	建設業	TEL : 03-5253-8111 (内線 : 24755) FAX : 03-5253-1557

省庁名	担当局部課	所在地	連絡先	
国土交通省	自動車局貨物課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	貨物自動車運送 事業	TEL : 03-5253-8111 (内線 : 41323) FAX : 03-5253-1637
国土交通省	総合政策局物流政策課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	倉庫業、冷蔵倉庫 業	TEL : 03-5253-8111 (内線 : 25323) FAX : 03-5253-1559
国土交通省	港湾局港湾経済課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	港湾運送業	TEL : 03-5253-8111 (内線 : 46833) FAX : 03-5253-8937
国土交通省	鉄道局施設課環境対策 室	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	鉄道業	TEL : 03-5253-8111 (内線 : 40832) FAX : 03-5253-1634
国土交通省	鉄道局技術企画課車両 工業企画室	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	鉄道車両工業	TEL : 03-5253-8111 (内線 : 57864) FAX : 03-5253-1634
国土交通省	航空局航空戦略課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	航空運送業、航空 機整備業、飛行場 業	TEL : 03-5253-8111 (内線 : 48175) FAX : 03-5253-1656
国土交通省	下水道部下水道企画課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	下水道業、下水道 管理者(地方公営 企業に限る。)	TEL : 03-5253-8111 (内線 : 34123) FAX : 03-5253-1596
国土交通省	事業を所管する課	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3	上記以外の業種	TEL : 03-5253-8111 (代表)
環 境 省	地球環境局 地球温暖 化対策課 フロン対策 室	〒100-0013 千代田区霞が関 1-4-2		TEL : 03-3581-3351 (内線 6753) FAX : 03-3581-3348
防 衛 省	大臣官房 文書課 環境 対策室	〒162-8801 新宿区市谷本村町 5-1		TEL : 03-3268-3111 (内線 20904) FAX : 03-5229-2134

※平成 27 年 3 月現在

■ フロン類算定漏えい量報告・公表制度に関する問い合わせ先

○フロン類算定漏えい量報告・公表制度ヘルプデスク

株式会社三菱総合研究所 環境・エネルギー研究本部内

TEL : 03-6705-6143 (平日 9 : 30~17 : 30) (平成 27 年度)

○環境省 地球環境局地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL : 03-3581-3351 (内線 6753) FAX : 03-3581-3348

○経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL : 03-3501-1511 (内線 3711) FAX : 03-3501-6604

■ 事業所管官庁の問い合わせ先

省庁名	担当局部課	連絡先
内閣官房	内閣総務官室	TEL : 03-5253-2111 (内線 85130) FAX : 03-3581-7238
内閣府	大臣官房 企画調整課	TEL : 03-5253-2111 (内線 38110) FAX : 03-3581-4839
宮内庁	管理部管理課	TEL : 03-3213-1111 (内線 3495) FAX : 03-3213-1260
警察庁	長官官房 総務課	TEL : 03-3581-0141 (内線 2147) FAX : 03-3581-0559
金融庁	総務企画局 政策課	TEL : 03-3506-6000 (内線 3161) FAX : 03-3506-6267
総務省	大臣官房 企画課	TEL : 03-5253-5111 (内線 5158) FAX : 03-5253-5160
法務省	大臣官房 秘書課	TEL : 03-3580-4111 (内線 2086) FAX : 03-5511-7200
外務省	大臣官房会計課	TEL : 03-5501-8000 (内線 2250) FAX : 03-5501-8103
財務省	理財局総務課たばこ塩事業室	TEL : 03-3581-4111 FAX : 03-5251-2239
文部科学省	大臣官房 文教施設企画部参事官 (技術担当) 付	TEL : 03-6734-2324 (内線 2326、3696) FAX : 03-6734-3695
厚生労働省	政策統括官付労働政策担当参事官室政策第二係	TEL : 03-5253-1111 (内線 7723) FAX : 03-3502-5395
農林水産省	大臣官房 政策課環境政策室	TEL : 03-3502-8111 (内線 3292) FAX : 03-3591-6640
経済産業省	製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室	TEL : 03-3501-1511 (内線 3711) FAX : 03-3501-6604
国土交通省	総合政策局 環境政策課	TEL : 03-5253-8111 (内線 24412、24342) FAX : 03-5253-1550
環境省	地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室	TEL : 03-3581-3351 (内線 6753) FAX : 03-3581-3348
防衛省	大臣官房 文書課 環境対策室	TEL : 03-3268-3111 (内線 20904) FAX : 03-5229-2134

※平成 27 年 3 月現在